

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	羽月西地区 (田代、辺母木、崎山、崎山東、馬渡、下ノ木場、川岩瀬、宮人、八代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻栽培が主であるが、中心経営体においては、露地野菜(カボチャ、ネギ)や畜産(牛、豚)などの経営もなされている。
中山間地に位置するため、山林に近い農地が多く、イノシシ、シカ等の被害拡大により今後の更なる耕作放棄地の増加が懸念されている。
農業者の平均年齢は69歳と高齢化が進んでおり、後継者不足も大きな課題の一つとなっている。
【地域の基礎的データ】
農業者:171人(うち50歳以下12人)、団体経営体(法人)2経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域外からの入作や新規就農者を積極的に受け入れ、今後の地域を担う経営体として育成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	360 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、地域で協議したうえで、必要に応じて適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規就農者や中心経営体が円滑に就農や規模拡大が図れるよう、計画的な集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付けを行い、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、水路や農道などの補修を計画的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家や地域外からの農業者などの活動状況を把握し、多様な経営体が中心経営体へと発展するよう育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社の受委託事業を活用し、労働負担の軽減や機械の有効利用を図り、規模拡大や高齢農家の営農を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--